

## 週休2日工事の補正係数について

(諸経費工種が「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)」による場合)

勝央町週休2日工事实施要領にある「**通期**」の条件を、「**4週8休以上**」とする。  
また、「**月単位**」の条件は**適用しない**。

※土地改良工事積算基準に記載されている諸経費体系以外を使用する工事については、各積算基準に係る週休2日工事の補正係数を使用してください。ただし、月単位の条件を適用しないでください。

### ○ 労務費・機械経費(賃料)・共通仮設費率・現場管理費率

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.02	1.02	1.02	1.05

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

### ○ 市場単価などの取扱い

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名 称	区分	4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工(簡易吹付法砕工も含む)		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

※簡易吹付法砕工(物価資料掲載以外の市場単価)については、吹付砕工を準用する。

※基準書に記載していない市場単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数(現場閉所・通期)のものを使用する。

・「土木工事標準単価」⇒ 工種ごとに以下の補正係数を適用

名 称	区分	4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
橋梁塗装工		1.01

※基準書に記載していない標準単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数（現場閉所・通期）のものを使用する。

#### ○ その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用する。